

ID: 247

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 第20条		
例規番号	平成18年条例第145号		
<b>【根拠条文】</b> (手数料の減免) 第20条 市長は、前条の手数料を納付する資力のない者その他特別な事情があると認める者については、同条の手数料を減免することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日